

## 共同研究における間接経費についてのお願い

令和 2 年 2 月 25 日

国立大学法人浜松医科大学

平素より、弊学との共同研究についてご協力いただきありがとうございます。

さて、この度、弊学では企業等との共同研究における間接経費の取扱いを変更することといたしました。

平成 28 年度に文部科学省と経済産業省合同による「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」が示され、企業等との共同研究における間接経費が、実際に必要となる間接経費に対して不足している可能性が大きく、適切な費用負担を産業界に求めていくことが重要との分析がなされております。これを受けて弊学の実績に対する間接経費を求めたところ、30%超の間接経費が必要とのデータとなり、企業との共同研究における弊学の負担が非常に大きくなっていることが明らかとなりました。

これまで、弊学との共同研究を実施していただいている企業等の皆様には、共同研究に要する経費として直接研究に必要となる旅費、消耗品費等（直接経費）をご負担いただく他、直接経費以外に必要となる経費（間接経費）として直接経費の 10%に相当する金額をご負担いただいております。しかしながら、研究を継続して遂行するためには、間接的な経費が不可欠であり、現状の 10%を維持した場合、大学の経費削減の努力では資金不足を吸収できず、研究活動の継続に影響を及ぼしかねない状況となっております。

つきましては、共同研究における間接経費率を下記のとおり改定することにいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 改定内容

共同研究の間接経費率

改定前：直接経費の 10%に相当する額

改定後：直接経費の 30%に相当する額

#### 2. 適用開始時期及び条件

令和 2 年 4 月 1 日以降に新規に契約を締結するものに対して適用します。

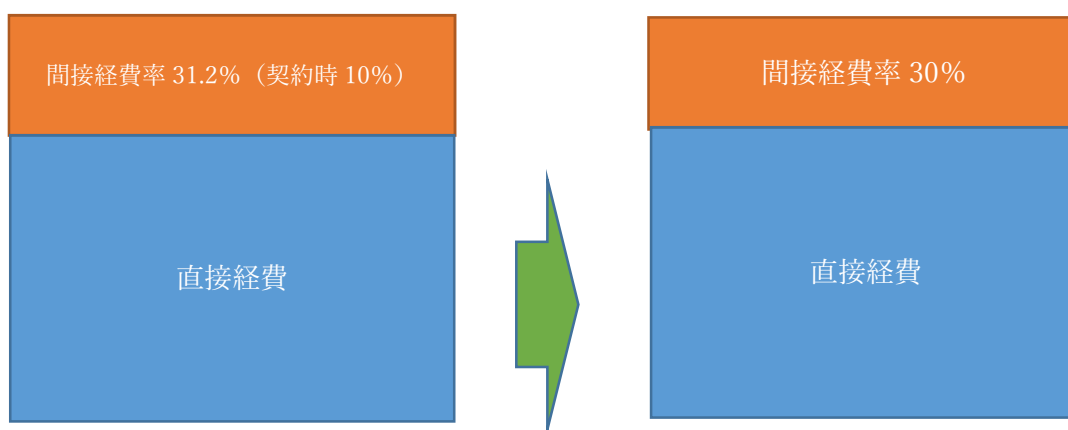
（令和 2 年 3 月 31 日時点で既に契約済みのものについては既存の契約に従って実施し、令和 2 年 4 月 1 日以降に研究経費変更を伴う更改を行う場合には、改定後の間接経費率を適用させていただきます。）

### 3. 間接経費の考え方

間接経費（研究活動に間接的に必要となる主な経費）

- ・ 研究の遂行を支援するための人件費
- ・ 水道光熱費
- ・ 設備の保守管理費
- ・ 情報基盤経費
- ・ 特許管理経費

#### ◎共同研究経費の算定イメージ



浜松医科大学の財務諸表を基に算定

(H28～30年度の3カ年平均)

令和2年4月1日以降

<問い合わせ先>

国立大学法人浜松医科大学

研究協力課産学連携係

[TEL:053-435-2190](tel:053-435-2190)、2676

e-mail:[sangaku@hama-med.ac.jp](mailto:sangaku@hama-med.ac.jp)